

# 福島町新型コロナウイルスワクチン 予防接種実施計画（初版）

令和3年3月

福島町

# 福島町新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画

## 第1 概要

## 第2 基本的考え方

## 第3 対象者

1. 対象者について
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

## 第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 町民への接種勧奨、情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. その他

初版：令和3年3月22日

## 第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、福島町に住民票を有する住民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、現在、世界各国で開発が進められており、国の主導的役割、北海道の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安心安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や北海道、町内医療機関等の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、予防接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、接種対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 基本的考え方

予防接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意した。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保庁内対策チーム（以下、「庁内対策チーム」という。）や町内医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染することのないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 高齢者に対しては、初めに集団接種を中心に実施し、国のワクチンの供給状況やスケジュール等を踏まえたうえで、個別接種との併用を実施する。

高齢者施設入所者や在宅療養者等に対しては施設での接種及び「かかりつけ医」による個別接種での接種を実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が

生じないように、必要な医療体制を維持する。

### 第3 対象者

#### 1. 対象者の範囲

- (1) 原則として福島町の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

#### 2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引に示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

### 3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年3月1日現在、3,585人（16歳以上）として算出。

区 分	国が示す試算方法	人 数
①医療従事者等	総人口の3%	58人
②高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	1,882人
③基礎疾患を有する者	総人口の6.3%（20～64歳）	241人
④高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	100人
⑤60歳～64歳の者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計	317人
⑥上記以外の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	987人
合 計		3,585人

※③は国が示す試算による算定。

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない者を接種することもできる。

### 4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

## 第4 接種体制の構築等

### 1. 基本的考え方

町は、庁内対策チームや町内医療機関等と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

### 2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで（予防接種の手引きに示す期間）

### 3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時における予防接種の業務量を大幅に上回ると見込まれるため、組織・人事管理などを行う部署も関与したうえで、全庁的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務スケジュールの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

### 4. 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、事前に十分な協議を行う。集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、町内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

### 5. 接種会場

町内医療機関等、医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。

#### (1) 町内医療機関等

町内医療機関等とは、町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

#### (2) 集団接種会場

集団接種会場とは、町が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種会場の設置場所や施設については、町内医療機関と協議を行い、公共施設を確保する。また、保健所に診療所開設の届出又は巡回診療の届出を行うこと。

接種会場の設営は、接種の流れが滞ることのないように配慮し、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこと。

会場内や会場周辺で火災等が発生した場合には、直ちに消防・警察に通報し、誘導員や関係者で避難誘導を行うこととし、緊急時対応に係る計画書は別途定めるものとする。

### 6. 予約受付

町民が町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、福祉課で一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナウイルスの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

### 7. 予防接種への同意

#### (1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。また、予診票は接種券とあわせて対象者へ事前送付するほか、接種場所となる医療機関や接種会場に設置するものとする。

#### (2) 接種不適合者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意

を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

### (3) 接種後の副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

## 8. ワクチンの確保

町は、道から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

## 9. 接種費用の支払い

町民が町内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。

町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、北海道国民健康保険団体連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

## 10. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談対応は北海道が担うことから、北海道と連携して対応する。

## 11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。



## 12. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

## 13. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当部門、庁内対策チーム、庁内医療機関等と協議を行い、決定するものとする。